標柱二十五号から一度四〇分一六秒
七〇・八〇三メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から三一三度三三分五七秒
一四四・五二三メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から三五九度二九分二三秒
八九・八一三メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から一一二度二九分二一秒
一一七・九〇九メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から九四度三六分二三秒
四九・四六一メートルの地点　三十号
標柱三十号から一四三度三四分〇〇秒
四七・九九八メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から一三四度〇一分四一秒
七二・三三三メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から一九一度一一分二三秒
四二・五八七メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から一五九度二〇分四九秒
三一・三一三メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から一二六度〇七分五四秒
一二四・八〇八メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から八五度五二分〇〇秒
九九・四三八メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から八度〇五分二二秒
五九・三三四メートルの地点　三十七号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

笠原の森

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷（昭和四十八年建設省告示第九百二十号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

岐阜県多治見市笠原町
字向島　二三六一番一
二三六一番三
二四五五番三〇九及び二四五五番三一〇
字森下　一六四八番二から一六四八番九まで
一六四八番一四四

○国土交通省告示第千九十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二日

国土交通大臣　前田　武志

一　どんぐりの森

岐阜県多治見市市之倉町八丁目二〇番一内四等三角点市之倉北を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四十三号までを順次結んだ線及び標柱一号から四十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（岐阜県多治見市市之倉町八丁目六三番を除く。）

基準点から五二度五〇分四二秒
二〇・四二一メートルの地点　一号
標柱一号から五五度一八分〇〇秒
三九・四五一メートルの地点　二号
標柱二号から四二度〇三分三六秒
二八・九八〇メートルの地点　三号
標柱三号から三四九度二五分五一秒
三六・五九八メートルの地点　四号
標柱四号から三二六度五四分三九秒
二二・三六八メートルの地点　五号
標柱五号から二九四度二〇分三三秒
一九・一七七メートルの地点　六号
標柱六号から三四度二三分四七秒
九七・五二〇メートルの地点　七号
標柱七号から一〇六度三〇分四二秒
一九・〇一四メートルの地点　八号
標柱八号から六八度四四分〇七秒
四九・六九四メートルの地点　九号
標柱九号から六八度四四分〇六秒
七五・四九三メートルの地点　十号
標柱十号から二五度二七分〇一秒
一〇五・四一三メートルの地点　十一号
標柱十一号から〇度〇四分五七秒
六五・三五二メートルの地点　十二号
標柱十二号から二九〇度三一分四九秒
一七・六三六メートルの地点　十三号
標柱十三号から九度二七分一四秒
四六・四二八メートルの地点　十四号
標柱十四号から三度五五分二四秒
六七・五二四メートルの地点　十五号
標柱十五号から三度五五分二七秒
四〇・五九二メートルの地点　十六号
標柱十六号から二八七度〇四分二八秒
三七・四五〇メートルの地点　十七号
標柱十七号から二度一八分五一秒
二四・二九五メートルの地点　十八号
標柱十八号から一一五度二〇分二三秒
六三・二二四メートルの地点　十九号
標柱十九号から一一九度一二分一四秒
八〇・七七一メートルの地点　二十号
標柱二十号から一〇二度二三分二九秒
五一・六〇五メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から一三五度一一分四五秒
八二・三四〇メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一三五度一一分四三秒
一二・二四三メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一九七度〇一分四〇秒
九九・四三三メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から三〇三度二三分三八秒
五五・九一六メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から二〇四度〇三分〇六秒
六一・七六九メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から二〇六度一二分五七秒
七二・四七二メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から一七五度一三分一九秒
八九・七一六メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から一二七度四九分〇六秒
四四・九六五メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から二〇二度二九分一八秒
三七・四三〇メートルの地点　三十号
標柱三十号から二〇二度二九分一八秒
五六・二九五メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から一九六度五七分四七秒
六一・八二五メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から二〇〇度〇六分〇〇秒
四四・六四六メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から二四五度二一分〇五秒
四一・一〇七メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から二三六度三七分三五秒
四七・三四二メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から二九七度一六分五四秒
五一・三一九メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から二六度三八分〇三秒
六六・二三三メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から三〇三度〇二分〇三秒
四七・九〇五メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から三二九度四五分四七秒
三五・九二六メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から二三六度一九分二八秒
六六・一八五メートルの地点　四十号
標柱四十号から二一四度〇三分〇一秒
三二・六五八メートルの地点　四十一号
標柱四十一号から三一〇度三〇分三一秒
一〇・一一二メートルの地点　四十二号
標柱四十二号から二五六度五五分一八秒
四二・八二二メートルの地点　四十三号

二　おりべの森

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷（昭和四十三年建設省告示第三千五百二十九号で指定した土地の区域を除く。）

岐阜県多治見市市之倉町
一丁目
一番六
一番二七
二丁目
五番一
五番四
六番から八番まで
一七番から二一番まで
二七番
二九番から三一番まで
三二番一
五三番及び五四番
六二番から六五番まで
六六番一
六七番
六八番一
六八番三
六九番一及び六九番二
七〇番から七九番まで
八〇番一
七三番一及び七三番二

三　筒小屋・やすらぎの森

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷

岐阜県多治見市市之倉町
七丁目
一七五番二〇七
一七五番二一二
一七五番二二一
二二〇番一
二二一番
二一一番一及び二一一番二
二一九番一から二一九番七五まで
二二〇番一から二二〇番四まで
二二二番
大畑町赤松
二二三番一から二二三番三まで
二二四番及び二二五番
三四二番一
三五六番及び三五七番
三五八番一から三五八番三まで
九丁目
十丁目